経政策論

と思うのである。 んだことについては他にゆづるが、海関税権回復について勢力的な努力を払つたことに関してこゝで取上げてみたい 松方正義は明治四年八月から明治七年一月まで租税権頭の地位にあつた。この間、主として地租改正の問題と取組

習奨励スルニアリ。其レ之ヲ講習スルノ道必ラス緩急アリ、之ヲ奨励スルノ宣キ必ラス先後アリ其ノ急ト宜ク先ンス 可キ所ノ者トヲ択テ而テ国ノ便宜ニ順テ以テ農工商トヲ講習奨励セスンハアルヘカラサルナリ」(大隈文書第二巻 方は明治六年「国家富強ノ根本ヲ奨励シ不急ノ費ヲ省クベキノ意見背」を大蔵省事務総裁大隈重信に提出している。 処置に苦厳せざるをえなかつた。ここにおいて松方は姑息な目前の財政弥縫策を排し国家百年の計を講ずべきである として、そのためには対内的には国家富強の根本策を対外的には条約改正と海関税権回復を主張したのであつた。松 一、A九六八以下これによる)といつている。これは当然のことであるが、当時の明治政府の経済政策は各個ばらば この意見書で松方は「国家ノ富強ヲ致ス所以ノモノハ地勢ノ便宜ヲ詳ニシ民心ノ帰向ヲ祭シ、以テ農ト工商トヲ請 明治六年は国の内外とも多事であり、佐賀の乱につついて台湾事件がおこり、そのために政府財政は窮迫し、この

四七

らに無統一に行われており、これが統一的に行われるようになつたのは大久保利遜が米欧回覧をおえ帰朝して内務省

租税権頭時代の松方の財政経済政策論

航海ノ術ニ暗ク、什一ヲ逐フニ拙シ。此三闕アルヲ以テ未タ俄カニ外人ト其富ヲ競フ丁実ニ難シ。」西欧資本主義の 科学と技術のまえに座視することは許されない。商工業の発達も急務であるが、まづ現状から出発するとすれば農業 の勧奨でなくてはならない。農業の発達により、その生産力がうみだす利益によつて工商の近代化に進むのでなけれ 各其義務ヲ竭サシムルハ今日ノ奮励スヘキノ急務ナリ。然レに亦今之レヲ現ニ施サント欲スルトモ機械ノ功ニ乏シク 均衡であり、国家財政を悪化させる要因ともなつていた。これについて松方は「今ヤ海外諸邦貿易交通ノ道盛ニ行ハ 欧資本主義諸国との自由な貿易は当時の日本経済に重大な影響をおよぼさずにはおかなかつた。それは貿易収支の不 レ、機工ノ製品頻リニ逓輪スルニ至ル。是レヲシテ饒足セシメ我ヲシテ耗斃セシムルノ危淵ニ臨ムト謂フヘシ」と述 の中心機関であつたから、松方は大限に殖産興業において根本的な対策をとるべきことを献策したのである。 の設立を建言し、明治六年の荐十一月十日に内務省が新設されて以後のことであつた。それまでは大蔵省が経済政策 したがつて「宜シク彼農ト工商トヲ勧奨シ、農ハ其地力ヲ尽シ、エハ其機巧ヲ極メ、商ハ其貨財ヲ活動シ、

これは一見すると重農論であるが、松方は単なる重農主義者ではなかつた。かれの経済発展の方策は漸進主義であり、 農業を中心とした商工業の発展でなければならぬ。農業をあくまで中心とするところから重農主義者とみるならば、 テ其務ムル処亦従来ノ農ヲ以テ未タ尽セリト云ヘカラス。開墾シテ田畑ト成スニ適スルノ地アリ、桑茶草木ニ適ス 士民各其業ニ就クノ目途ヲ得、其鴻益経年ナラスシテ功験ヲ見ルヘシ」(「大限文書」第二巻一・二頁) ルノ地アリ、牧畜ニ適スルノ地アリ。各其風土ト地味ノ宜キニ従テ大ニ之ヲ振興セハ各地方官以テ民事ニ勤労シ、

「今日ノ農務ノ最要ニシテ而モ大ニ勧奨セサルハ論ヲ俟サルナリ。抑我国ノ産物概ネ農ヨリ出テサルハナシ、

あるいは誤ではないであろう。西欧資本主義の生みだした科学と技術のまえに、ただ模倣に急にして砂上の楼閣を夢

ばならない。

治七年四月租税助吉原重俊と共に大限大蔵卿と吉田清成大蔵少輔に前記の建議をおこなつたのである。その所論は 台湾事件とあいつぎ、国家経費の支出は国家財政を窮迫せしめたが、その対策には何等の成算もなかつた。松方は明 みる経済政策に対する批判でもあつた。松方は要すに現実主義者であつた。 と海関税権回復の建議(「松方伯財政論策集」では「海関税改正議」)第一がある。 海外ノ貿易ニ至テハ一国ノ貧富強弱ニ関スル実ニ大ニシテ、能ク其制限ヲ定ムル真ニ経国ノ大業ナリ。尤輓近水陸 松方の経済政策観を見る場合に忘れてならないのは貿易に対する所見であり、その具体化されたものに、条約改正 | 貿易ハ人生ノ須要止ム事ヲ得サル所ノモノニシテ、庶民ノ安富貧困ニ至リ之レニ関スル固ヨリ少々トセス、 はじめに述べたように、佐賀の乱、

**班ヲ廰カラスンハアルヘカラス。然ルニ年来欧米ノ諸国ニ於テ経済ノ大家並出シ、各其意見ヲ主張シ、議論紛紜タ** 米往ノ便大ニ容易ク、貿易ノ道従テ増多シ、日ニ進ミ月ニ盛ニ其勢至ラサル所ナカラントス。本邦ニ於テモ近来比 サルナリ。故ニ先ツ能ク国内土産ノ多寡民用ノ過不足ヲ計リ、糶糴ノ利害出入ノ得失ヲ考へ、富有ノ大業ヲ立テン 々繁盛シ、其大ナル殆ント内国ノ貿易ト比スルニ至ル、能ク其制限ヲ立ル実ニ邦家今日ノ急務一日モ忽ニス可カラ **殴モ外国貿易ノ方法ヲ論スルニ至ツテ異論更ニ一定セス。然レトモ其帰ヲ要スルニ自由貿易保護税ノ両説ニ出** 自由貿易パ物品ノ進口ヲ自在ニシ、貿易ノ自然ニ任セテ別ニ造意シテ税額ヲ定メ制限ヲ立ル事ナキヲ以テ主

以前ヨリ西洋各国ト交通貿易ノ条約ヲ結ヒ、横長等ノ数港ヲ開キ外人ノ来往営業ヲ許セシヨリ、交際ノ事件通商ノ 勢ト事体トニ因テ之レカ取捨ヲ為スヲ以テ自ラ治術ニ於テ異同アル所以ナリ。本邦今日ノ形勢ヲ祭スルニ、十八年 トス。然ルニ各国政府或ハ自由貿易ノ論ヲ採リ或ハ保護税ヲ用ヒ、輪出入ノ税額ヲ定ムル区々一定ナシ。證シ其国 シ、保護税ハ進ロノ物品ニ於テ区別ヲ立テ税額ヲ定メ、外物ノ濫入ヲ制限シ内国ノ百工ヲ奨励保護スルヲ以テ主

粗税権頭時代の松方正義の財政経済政策論

道日ニ増盛シ、既ニ昨年ニ至テハ横浜港輸出入品物ノ全価ヲ算シテ三千三百三十九万二千弗余ニ及フ。凡ソ今ヲ距

四九

四万五千弗余ニ過キサレハ、輸入ノ輸出ニ比スル尚四分ノーニ足ラス。然ルニ其後十四年ヲ経昨年ノ比較ヲ算スル スル正ニ七倍ニ至ル。又其金価ニ就テ輸出入ノ比較ヲ論スレハ輸出ハ三百九十五万三千弗余ニシテ輸入ハ僅ニ九十 不足ナル七百八十八万七千弗余ニシテ殆ント四分ノーニ当ル。然レハ則チ漸次輪入増多シ輸出ノ品物以テ之レヲ償 又各港輸出入ノ総計ヲ以テスレハ、昨年ノ輸出二干百二十一万七千弗余、輸入二千九百十万五千弗余、則チ輸出ノ ニ、輸出干五百二十二万六千弗余、輸入千八百十七万二千弗余、輸出ノ輸入ニ及ハサル二百九十四万六千弗余ナリ。 テ決シテ減少スルノ情ナキハ必然ナリ。若シ此ノ如ク輪出入ノ比較ニ於テ逐年大差ヲ生シ常ニ輪出ノ輪スニ及ハサ 用須要ノ品類ニ至ルマテ尽ク彼カ風習ニ慣ヒ洋品ノ流行スル駿々乎トシテ日ニ盛ナルノ勢アリ、則チ輪入弥増多シ フニ足ラサル一目ニシテ瞭然タリ。尚推シテ将来ノ事ヲ祭スルニ、漸次邦人好尚多ク輪入物品ニ偏シ、衣食居住日 設アリテ皆自己ノ幣紙ヲ出シ、又政府ニ於テモ巨万ノ紙幣ヲ発行セリ。夫紙幣ハ必竟其紙面記載ノ金額ヲ要スレハ、 人工ヲ経、内民生産ノ道ヲ達セシ品物ヲ以テ輪入ノ外品ニ換ユルノ益ヲ失スルノミナラス、既ニ邦内ニ於テ銀行ノ ルヲ致ストキハ、其差異問ヨリ現貨ヲ以テ儧ハサルヲ得ス。然ハ則チ漸次内地ノ現貨外出シ、只内地ニ於テ幾多ノ 十四年以前千八百八十年、同港貿易ノ全価ヲ見ルニ四百八十九万八千弗余ニ過キス、然レハ十四年間貿易ノ繁盛

至テ、一旦一般ノ信用ヲ薄シ民間狐疑ノ心ヲ生スルニ及テハ、忽チ日用交換ノ際大ニ紛擾ヲ生シ、産ヲ破リ業ヲ離 チ是必到ノ難之レニ備フルノ法ヲ定メスンハアル可カラス。」(「松方伯財政論策集」前掲書三五七、三五八頁) レ人民ノ舌害ヲ酸スニ至ラン。仮令両三年ノ間ニ於テ之レヲ見サルモ、実際ニ於テ其理アル固ヨリ疑ナシ。然 ハ則

正ニ其金額ヲ償フヘキ約束ノ証沓ナルニ過キス、則チ必ス其需メニ応スル所ノ正貨ヲ有セスンハアル可カラス。然

ルヲ今年輪入ノ過上ヲ償ハンカ為メ金貨ノ外出ヲ致シテ内地ノ正貨追次減少シ、紙幣ノ基本トス可キモノヲ失フニ

外国貿易において自由貿易主義と保護貿易主義があるが、「其ノ国勢ト事体トニ因テ」取捨すべきものであるが、

定である。そのためにはこれが対策を決定しなければならぬと強調した。 は狐疑の念をもつようになつては、 状は輪出入の不均衡によつて、ために金貨の流出をみるにいたり、紙幣の基本ともなるべき正貨の減少のために民心 「日用交換ノ際大ニ紛擾ヲ生シ、 産ヲ破リ業ヲ離レ人民ノ苦害ヲ酸ス」ことは必

さらに現実をみるとき、

後ニ知ルヲ待タサルナリ、蚤ク之レカ制限ヲ立テ予メ其難ヲ防カスンハアル可カラス。」(同上) 産ヲ破リ職工ハ手ヲ空フシ、游惰獨ニ呻ヒ窮者途ニ塡チ、堤決蕩出禦ク可カラサルノ勢ニ至ラン事、 過キサル而已。若シ此轍ニ因り依然変セサル中ハ、若干ノ年月ヲ経ルニ従ヒ内国ノ輸出ハ只天然粗大ノ数品ニ止マ 出スルハ茶葉ヲ除ク外網糸盃卵ノ如キ必竟半経ノ人工品ニシテ、其他ハ只米麦石炭銅等ノ如キ粗大天然物 「凡ソ彼ヨリ我ニ輸ススルノ諸品ヲ見ルニ毛布綿布其他百般ノ諸物大抵皆足人生日用全尽ノ人工品ナリ。 全尽ノ人工品ハ日用須要ノ品物ト雖モ尽ク之ヲ他邦ニ仰キ、内地ノ人氏之レカ為ニ年来ノ生業ヲ失シ、 知者ニシテ而 我ヨリ輪

二異ナラス、豈可歎ノ至ニアラスヤ、然ルニ則チ本邦今日外交ノ急務ハ条約改正ノ大服目ヲ立テ税法定立ソ大権ヲ 税法不利ニシテ改ムルヲ得ス、其条例不便ニシテ而シテ変スルヲ得ス、空シク自主独立ノ虚名ヲ擁シ其実附府属隷 ク、甚シキニ至テハ税法ヲ軽重シ、物品朋閉シ、条例ヲ設クル皆彼国領事ト協議決定スペキノ条款ヲ立ルニ至ル。 「夫本邦開港ノ初未夕欧亜諸国ノ事体ヲ悉サス、此ニ於テ事々皆彼カ為メ籠絡セラレ交際条約貿易規則ト

西欧諸国は自由貿易主義と協定税率による貿易の優位を堅持して、日本をその消費市場としたのである。これについて

之レヲ定メ、其間彼我便利ノ為メ商議セサル可カラサル者ハ特ニ之レヲ協議シ、自余ハ悉ク我ノ金権ニ帰シ決シテ 立ノ国権ヲ擁シ、万国ノ公法ニ拠リ、国内ノ利害ヲ謀リ、各国ト商議シテ其条約ヲ結ヒ、貿易事務ハ我国権ヲ以テ 租税権頭時代の松方正義の財政経済政策論

復取スルニ在り(傍点―筆者)。宜シク先ツ其大本ヲ確定シ而テ後改正ノ事業ニ及フ可シ。夫レ交際事務バ自主独

Ti

利害得失を察して制限を立てなければならぬと論じた。 協定税率による側限貿易は輪出税に重く輸入税に軽きために民業の衰退となつているので、税権回復の日には貿易の ク貿易ノ利害得失ヲ祭シ其制限ヲ確立シ、輸出税ハ茶葉絹糸盃卵等ヲ除クノ外悉ク之ヲ解放スヘシ。」(同上) ヲ増シ内品ノ所用ヲ減シ、追次内業ノ窒頽ヲ致タシ終ニ破産流亡ノ憂内民ニ及フニ至ラン。故ニ税権復収ノ日宜シ 似タリ。夫輪出ノ税重ケレハ内品ノ価値ヲ増シ、外人之レヲ用ユル者少フシテ其品自ラ売レサルヲ致シ、遂ニ内産 繁殖ノ業ヲ興シ、自カラ現貨ノ外出ヲ防キ紙幣ノ信用ヲ保タン事其以テ疑ヒ無カル可シ。現今定立ノ税則ヲ関スル 彼ノ関ス可カラサルモノトス可シ。夫レ如此クシハ則チ税法収放寛厳皆我カ胸第ニ出テ、外品濫入ノ患ヲ節シ内エ ノ繁殖ヲ減シ内民営業ノ道ヲ阻ム可シ。又輪入ノ税軽キニ過レハ其物価ニ於テ大異ヲ生スルナリ、必ス外品 輪出税重キニ過キテ輸入税ヲ課スル多ク便利ヲ外人ニ与へ(傍点ハ筆者)、更ニ内国ノ利害ヲ計ラサルモノニ・・・・・・・・・・・

継シ己ノ利害禍福ヲ側スル事能ハサルノ具トスル無カラシメン事ヲ是レ願フ」と建言したのであつた。もちろん敍上 ス、則チ断然有為ノ時ハ正ニ今日ニ在リ。仮令改定ノ条約ヲシテ平等ノ条約トスル能ハサルモ、決シテ已ノ手足ヲ羈 らない。米麦も飢饉にそなえる上においても適宜輪出税を課すべきであると述べ、最後に「今適々条約改定ノ期ニ際 課してもよいが、歪卵の濫出は他国の利と自国の不利となるから、、輸出税を重くして国内産業の保持をはからねばな あつたが、改正を断行する準備と実力に欠けていたので見送られるにいたつていた。 の引用からみられるように松方は保護貿易主義の立場に立つていたのである。条約改正は政府の熱望するところでも 輸出税を課するはあい茶葉絹糸は本邦の特産であるから、したがつて他国では生産できぬものであるから軽税を賦

は自国貨幣の海外流出の大害を惹起させ、民業の衰退を憂えて、条約改正と海関税権回復の急務を主張したものであ 松方は海関税改正については黙視しえなかつたので、明治七年五月ふたたびこの件に関して建議を行つたのであつ 趣旨は前掲の建議と大同小異であつて、保護貿易主義をとるべきことを明かにし、輸入超過の現状を述べ、それ

るが、この建議には「擬定輸入税則」による輸入品月別税率が付けられている。

**増税等差表(課税率表)** 類 無 税 δħ 生命 第 植材 品料 ďΑ 半経工作品(半 製 品) 全成精製 品品 316頁

に述べている。

この表についての説明を建議では次のよう

之ヲ三品ニ区別シ、 無益 资用品 有益品 百分ノ三十五 **光価百分ノ三** 百分ノ三十 百分ノ廿五 百分ノ十五 百分ノニナ 百分ノ十 百分ノ五 ヲ半植品 郛 鄒 品 品 ト為シ、 绑 绑 郯 二ヲ半経工作品トナシ、 =  $\Omega_t$  $\Omega u$ ıΩ 狝 箏 IJ, Ξ = Дh 備考 「松方伯財政論策集」 三ヲ全成精工品トナシ…」(「松方伯財政論策集」 前掲書 者之ヲ資用品トス。凡ソ害スル処アツテ利 民用ニ益無キ者之ヲ無益品ト為ス。又毎類 スル処ナキ、浪ニ之ヲ用テ貨財ヲ耗シ一切 ヲ資テ民用ヲ足シ或ハ物貨ノ流通ヲ利スル 国家ニ利アル者之ヲ有益品ト為ス。凡ソ之 物貨ヲ増殖シ或ハ民智ヲ啓発スル等、総テ シテ三類トナス、凡ソ之ヲ購求シテ内国 擬定輸入税則ニロク、輸入ノ物貨ヲ大別

要するに、原材料品は輸入税を軽くし、完成品には加重し、国富の増進に資するものには低率とすることであり、「物産 ノ多弥、民用ノ戯縮、糶糴ノ利害ヲ熟慮シ輪出入ノ制限ヲ定」めた貿易政策をとるべきことを建議したものであつた。 前掲書三六一頁 租税権頭時代の松方正義の財政経済政策論

正

帰収セサル様ニテハ、将来如何様内地ノ税法ノミ更革スルモ決シテ其当ヲ得ル事」もできないのである。海関税回復 権限であることは「万国ノ公法」であると力説した。また条約改正を断行して税権を確立するのでなければ国家経綸 したのであつた。貿易と国家財政との実状について次のように述べている。 は急務中の急務であるから、「時日ヲ不問速ニ条約改正ニ御著手此機ニ際シ海関ノ税権悉ク帰収候様相成度」と要望 の大権を失墜するだけでなく、「ソノ弊ヲ救ハス荏苒遷延侯時ハ迚モ理財ノ道難相立」ともいい、「海関ノ税権我ニ じゆうらいにもまして苛酷なる税法としたことは独立の権限にあることよりくるものであつて、海関税改正は独立の 例としており、普仏戦争に敗れたフランスが産業の衰退と国土の荒廃から立上るために敢然として海関税則を改正し されているが、これも前建議と同様に大蔵卿大限重信に提出した。この建議は具体的事例をフランスに求めてその先 海関税改正についての建議は同年十二月にも行われ、「松方伯財政論筑集」では「海関税改正議第三」として採録

今ニシテ其弊ヲ救ハス荏苒遷延候時ハ迚モ理財ノ道難相立、譬ハ疾病ノ人身ニ嬢スルニ当テヤ、其外形猶健康ナル セサルヨリシテ能ク輸出入物品ト内地産物トノ景況ヲ祭シ、其宜シキニ従テ税則ヲ設ケル事ヲ得サルニ因り候条、 為シ侯儀ニ可有之。斯ノ如ク現貨濫出シテ輸出入不平均ノ由テ起ル所以ノ本ヲ原ツヌルニ、畢竟海関ノ税権我ニ帰収 三万六千百五拾三円余!巨額ニ及ヒ候得共、之ヲ推スニ今年ノ輸出入平均セサル儀ハ申迄モ無之、必定幾千ノ不足ヲ 濫出国財空竭ノ弊既ニ極リ候ハ御熟知ノ通リニテ、輓今ニ至リ殊ニ甚敷既ニ昨年ノ如キハ輸出ノ輸入ニ過ル事八百 信用ヲ失フ時機ニ立至リ可申、且已未開港以米既ニ拾六星新ヲ経候得共輸出ノ輪入ニ及ハサル事多キニ居リ、現貨 既在輪出ノ髙亦幾千ノ巨額ニ及ヒ候哉モ難相量、如此現貨ノ濫出日ニ月ニ盛ニナル時ハ現貨ハ倍空竭シ終ニ紙幣ノ 百五十四万六千円余ナルニ、本年一月ヨリ九月迄輸出ノ現貨千百九万弐百余円ニ及へリ、此ニ因リテ推考スルニ、

「元来我国新貨幣鋳造ノ儀ハ莫大ノ費用ヲ不被為圧御開業相成、既ニ本年(明治七年―筆者)九月迄鋳造高六千三

有限ノ貨幣ヲ以テ無限ノ輪出ニ供シ置候ハヽ、非弊ノ底止スル所ヲ得テ知ルヘカラス、現貨倍空竭シ現貨ト紙幣ト カ如シト雖モ、一旦其強背盲ニ入ルニ及ンテハ名医モ終ニ是ヲ治スル能ハサルカ如シ。今夫新貨幣ナリ古金銀ナリ ノ数倍々相対セサルニ至り、今幸ニ其事ナシト雖モ若一朝事アルニ際シ現貨ト紙幣トノ間突然差違ヲ生シ、終ニ不

政論策集」前掲書三六三、三六四頁) サルヘシト雖モ、国家ノ盛衰安危ニ関渉スル如此重大ナル事件ハ有間敷、実ニ急務中ノ急務ト存候」(「松方伯 測ノ大忠ヲ酸成候儀ハ誠ニ明白ナルコトニシテ識者ヲ待テ後知ル所ニ非ス。方今多難ノ際国家ノ急務間ヨリーナラ

と痛論したのであつた。

うが、未決定のまま問題が持越されたことに対して痛憤した松方は明治八年一月四たび海関税回復の建議を行つてい て行うべきものだという立場を堅持していたし、また政府としても条約改正の前提として岩倉具視一行を海外に派遣 したのであつたから、松方の建議は緊急の問題とはならなかつたようである。これは認識の相違ということにもなろ 松方ときに四十一才、政策縦横にみちあふれ、大器としての政策観は群を圧しはじめた。しかしこの建議も取上

海関税回復の議は当然政府として取上げるべき問題であつたが、大隈としても条約改正は慎重な準備をしてはじめ

はないだろうかと思われるのである。 内部分裂の危機を孕んでおり、危機中の危機であつて、松方の建議は時期尚早として見送られたのではなかつたので

げられなかつたようである。というのは明治六年から七年にかけて政府部内では征韓の是非で両論がはげしく対立し、

維新ご日なおあさく政府の財政はいまだ確立してはいなかつた。さきに廃藩置県を断行し、つづいて地租改正の基 五五

租税権頭時代の松方正義の財政経済政策論

限大蔵卿代理の吉田滑成大蔵少輔に提出した。長文であるが引用しておこう。 税体系を整備すべきを強調したのもまた松方であつた。租税頭としての松方は明治七年五月、内国税改正意見書を大 の骨骼ともなるべき根幹が決定しただけであつて、租税体系の整備をみたのではない。租税体系の未整備をつき、 つてからであり、それまではその準備過程であつた。さて地租改正に松方は全精力を傾注したのであるが、これはそ て明治維新は完成したといえるのであつて、それは明治十五年の日本銀行の設立によつて、幣制が確立するようにな 本方針が打出されはしたものの、政府財政を確立することは容易なことではなかつた。政府財政が確立するにいたつ - 龍テ按スルニ、租税ノ要ハ上ニ均一簡易ノ法ヲ立テ能ク権衡ヲ持シ下ニ労逸偏重ノ不平ヲ生セシメス中正公平タ

漸ク廃弛シ、遂ニ武門武士ナルモノ国郡ニ割拠シ其守護地頭私意ニ任セ、賦課ノ方法各其制ヲ異ニシ一般ノ定税ナ テ之カ軽税ヲ賦スルアルモ猶ホ是レ無キカ如クナリシ。且ツ地租モ亦天正年中明智氏私恩ヲ施サントシテ地子ヲ京 至ルマテ深ク鑑ミサルヘカラス。抑本邦租肝調ノ如キ往時ニアツテハ蓋シ労逸アルナシ。而シテ時変ニ随ツテ其法 スヘカラス。故ニ先ツ現今理財ノ如何ヲ論シ将来ノ完備ヲ期セント欲セハ、遠ク前古ニ遡リ其治草スル所ノ状情ニ ルヲ以テ主トス。然リ而シテ税ノ徴賦ハ都テ民心ノ気機ニ感触シ国家ノ盛衰ニ関渉スルー大基源ナレハ、之ヲ漠視 士ニ固ヨリ兵役ノ任アルヲ以テ税ノ何モノタルヲ知ラス、工商ノ如キニ至テハ徒ニ運上真加等ノ名義ヲ附会シ

場トナレリ。其弊や田家荒蕪ノ地ヲ増シ農夫生産ノ途溶ル。然り而シテ農特リ重税ヲ負ヒ、所謂楽歳ニハ終年苦ミ 凶歳ニハ清壑ニ転死スルヲ免レサルモノ比々皆是ナリ、豈憫マサルヘケン乎。其レ斯ノ如ク労逸不平其当ヲ得サル 都二免除セルヨリ以来、都会及ヒ旧藩城下等往々之ニ倣テヨリ無税ノ地少カラス、遂ニ人民輻輳ノ媒、遊手群集ノ ノミナラス生産ノ源ヲ壅塞スル実ニ経済ノ宜シキヲ失ヘリ、之ヲ今日ニ存置スル可カラサルヤ昭々タリ。

や維新ノ際地租改正ノ議ヲ唱フルモノアリト雖トモ、共済手ノ至難ナルヲ以テ遂ニ果サス。其後辛未ニ及ンテ其諦

ハ昨議今改スルアランニハ、此ノ重件果ス能

租税権頭時代の松方正義の財政経済政策論

襲ノ弊꽙ヲ洗除シ、興ス可キハ以テ興シ庞スヘキハ以テ廃シ、確乎トシテ其基本ヲ立テン歟、将タ現今止ムヲ得サ ラン事ヲ。然リ而シテ若シ新税ヲ興スニ方ツテ仮令一時ノ物議紛擾アルモ鋭意撓マス、公平画一ノ賦税ヲ拡張シ因 途ヲ節スル如何ン、此等緊要ノ数件ニ注意シ、凡ソ国議ニ与ル資任アルモノハ各其意見ヲ陳ヘシメ議者一人ノ偏見 テ起ル源ハ如何ニ、国民税斂ソ疾苦ヲ受クルヤ如何、新税施行ノ偏頗ナキヤ如何ン、国民保護ノ道如何ン、国費用 ニ任セス、広ク重為ノ根源ヲ議シ大ニ理財ノ目途ヲ論シ、租税ノ増減賦課ノ方法事務ノ緩急岩手ノ先後豫メ算定ア **ノ事情アツテ前議ヲ施行スペキノ時態ニ非ストシ、断然国費ヲ減省スルヲ専一ニシ、先ツ持重シテ賦課ノ偏重ヲ** 

ように思われる。つづいて従来の租税制度について批判し、地租改正におよんで税法の不備を改正するにいたつたこ もなつたものである。この認識は地方長官を歴任して以来、松方が租税関係を主管してきた経験によつて得たものの とに言及した。しかし地租のみに依存する明治政府の財政は「今夫レ事務多端ノ際国家毀用ニ乏シ、若シー朝事アル

中正公平タルヲ以テ主トス」という、これは近代国家の財政原則ともいうべきもので、かれの以後財政政策の基幹と

この意見書の冒頭において「租税ノ要ハ上ニ均一簡易ノ法ヲ立テ能ク権衡ヲ持シ下ニ労逸偏重ノ不平ヲ生セシメス

ハス姑ク 他日ヲ待タン歟、 此二譲ノ間孰レニカ 一決シ将来ノ済眼ナクンハ 理財ノ道何ヲ以テ立ヲ得ンヤ。」(

「松方伯財政論策集」前掲書三六一、三六二頁)

治八年の歳入出表を掲げておこう。 ニ及ンテハ何ヲ以テカ之ニ応セン」とその弱点を指摘したのであつた。当時の国家財政の一端を示すものとして、明

39,972,436

40,783,174

786,273

24,465

238,317

280,000

518,317

500,000

142,000

21,500

54,650 150

5,907 724,207

1,981,800

111,864

298,456

52,264

462,584

59,450

30,000

18,000

3,314,234

889,724

773,292

9,000,000

10,837,620

1,691,531

予算表が示しているように、歳入の大半は地租が占めているのであつて、これにはすでに触れたように、 減」ずることであり、工商業も農業と同様に物品税を負担すべきであるというのであつた。そして基本的態度として 税及と賦金ノ分限ヲ画定シ、偏重偏軽ノ弊ヲ除キ貧富ニ従ツテ其税ヲ斟酌シ、要徴ノ品種ヲ分ツテ其率ヲ軽重シ、 税の改正を艏論したが、ここでは歳入にあたつて、「古今ヲ稽考シ深ク民情ノ帰向ヲ祭シ、広ク各国ノ公範ヲ採リ租 ハ中外ノ輪出入品ニ保護税ヲ配シ益物産ヲ繁殖セシメ、愈其至当ノ税法ヲ布キ新税ノ額倍獲スルニ従ツテ尚ホ地税 地租改正条例」第六章では「向後茶・煙草・材木其他ノ物品税追々発行相成」とはいつているものゝ、 地 租 地 税 湉 雑 入 港湾碇泊税及び諸税 計 合 租税権頭時代の松方正義の財政経済政策論 郵便及印紙税 郵 便 税 証 狞 []] 紙 税 計 습 海関税及諸税 橌 近 兵 厢 大 坂 艮 崎 新 割 ΙΝ 衜 計 胍 和 収。 ス 鉱 77. ΙŢί ĴĹ 纮 Ш 電 僖 収入 汽 ĵΪ. Œ 信 at 琉 採 袻 貢 削 官 税 禄 中用途ョ 1) 兵備 奉還禄常用ヨリ準備へ繰入高 臨時各種収入 省 使 院 諸収入 土地木石其他払下代 支那政府ヨリ借入 常用ヨリ準備へ挿入高 五九 合 計. 碊 ス 111 越 商 巡 76 越 計 合

18,911,322 20,602,853 79,332,239 総 21 松方は海関 前掲の歳入 「明治史要」附録表 113, 114頁 備考

立ヲ得ンヤ」と論じたのであつた。この建策がなされた事情を考えてみると、地租改正の方針は打出されたものの、 は新税を興すか、国毀の節減かの二途があるが、「此二議ノ問孰レニカー決シ将来ノ艏眼ナクンハ理財 ノ道何ヲ以テ

もつて、雑税千五百五十三種を廃止し、旧米の雑税より国税となつたもの九種、新に十三種の新税が施行された。 車税、人力車税を廃し、車税を新設すること。遊船は船税規則によつて課税すること。この改革案は松方の立案にか かるもの(「公爵松方正義伝」乾五六五頁)であるが、政府は明治八年二月これを採択し、太政官布告第二十三号を 紋油税の廃止。三、国役金の廃止。四、煙草税の新設。五、従来の酒造類諸税を改廃し、醬油税、濁酒税、麴醫税お 税の全廃と賦課すべきものは新に全国一般に公布すること、および賦金は特別の規定を設けて府県に限ること。二、 よび滑酒類、新規免許料を廃し、清酒、焼酎、白酒、味醂、銘酒の醸造率の増加。六、僕婢税、乗馬税、恕籠税、馬 する調査成案を太政官に禀議したのであつた。それによると、改革案は六カ条からなり、一は封建時代の因娶たる雑 ものであつたといえよう。 に提出し、前述の六百万円の理由を詳述しているが、それとの関連のもとに本建議は松方租税体系の貨骼が示された とを述べているが、このことについては明治七年十二月「地租改正所由略説」および「改正増減概算仮定書」を政府 の考慮は払われてはいなかつた。地租改正の国家財政に及ぼす影響について、本建言書では六百万円の滅租となるこ 松方が指摘するように、地租改正による国家財政への影響とそれに関連する政費といつだ実際の問題については十分 以上の租税権頭時代の松方の財政経済政策論はゆたかな近代感覚をもつたものであり、財政経済政策家として並々 上述の四建議にもとづき、明治七年十二月大蔵省としては政府の税制整理方針の確定にしたがつて、税制整理に関 四

ならぬ理論家であつたことを窺いうるであろう。しかしこの時代は自己の所策を実行するだけの地位にはなかつたの

で政策論以上にでることはなかつた。

明する場合、かならずや租税権頭時代の諸建議は基本的な所論として取上ぐべきものであろう。 時代の諸建議は採択されることは少なかつたが、松方の財政経済政策を理解する場合また明治期の財政経済政策を解 松方の政策の基礎にある経済理論は租税権頭時代に形成されたものといつて過言ではなかろう。したがつて租税権頭 ことであり、とくに明治十四年十月大蔵卿就任ごは瞠目すべき財政経済政策を推進していくのであつた。その場合の 松方正義が財政経済政策家としてすぐれた才腕を発揮するのは明治十三年二月第三代の内務卿に就任していらい